様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第2条の2関係）（甲）（1）（表面）

労働保険
石綿健康被害救済法　概算・増加概算・確定保険料
一般拠出金　申告書

継続事業
（一括有期事業を含む。）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
ＯＣＲ枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

下記のとおり申告します。

提出用

平成　年　月　日

あて先　〒

種別　※修正項目番号　※入力徴定コード（項1）

※各種区分

管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類

①労働保険番号　都道府県　所掌　管轄　基幹番号　枝番号（項2）

②増加年月日（元号：平成は7）（項3）　③事業廃止等年月日（元号：平成は7）（項4）　※事業廃止等理由（項5）

④常時使用労働者数（項6）　⑤雇用保険被保険者数（項7）　⑥免除対象高年齢労働者数（項8）　※保険関係（項9）　※片保険理由コード（項10）

労働保険特別会計歳入徴収官殿

（注2）一般拠出金は延納できません　（注1）石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

確定保険料算定内訳

⑦区分		算定期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額（⑧×⑨）
労働保険料		(イ)（項11）千円	(イ) 1000分の	(イ)（項12）円
労災保険分		(ロ)（項13）千円	(ロ) 1000分の	(ロ)（項14）円
雇用保険分	雇用保険法適用者分	(ハ)（項15）千円		
	高年齢労働者分	(ニ)（項16）千円	(ニ) 1000分の	(ニ)（項17）円
	保険料算定対象者分	(ホ)((ハ)−(ニ))（項18）千円	(ホ) 1000分の	(ホ)（項19）円
一般拠出金（注1）		(ヘ)（項35）千円	(ヘ) 1000分の	(ヘ)（項36）円

概算・増加概算保険料算定内訳

⑪区分		算定期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで ⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額（⑫×⑬）
労働保険料		(イ)（項20）千円	(イ) 1000分の	(イ)（項21）円
労災保険分		(ロ)（項22）千円	(ロ) 1000分の	(ロ)（項23）円
雇用保険分	雇用保険法適用者分	(ハ)（項24）千円		
	高年齢労働者分	(ニ)（項25）千円		
	保険料算定対象者分	(ホ)((ハ)−(ニ))（項26）千円	(ホ) 1000分の	(ホ)（項27）円

⑮事業主の郵便番号（変更のある場合記入）（項28）　⑯事業主の電話番号（変更のある場合記入）（項29）　⑰延納の申請 納付回数（項30）

※検算有無区分（項31）　※算調対象区分（項32）　※データ指示コード（項33）　※再入力区分（項34）　※修正項目

⑧⑩⑫⑭⑳の(ロ)欄の金額の前に「￥」記号を付さないで下さい

⑱申告済概算保険料額　円

⑲申告済概算保険料額　円

⑳差引額
(イ)充当額　(⑱−⑩の(イ))　円　(ハ)不足額　(⑩の(イ)−⑱)　円　㉚充当意思（項37）
(ロ)還付額　(⑱−⑩の(イ))　円

1：労働保険料のみに充当
2：一般拠出金のみに充当
3：労働保険料及び一般拠出金に充当

㉑増加概算保険料額（⑭の(イ)−⑲）　円

㉛法人番号（項39）

㉒期別納付額

		(イ)概算保険料額	(ロ)労働保険料充当額	(ハ)不足額(⑳の(ハ))	(ニ)今期労働保険料((イ)−(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ)一般拠出金充当額(⑳の(イ)(一般拠出金分のみ))	(ヘ)一般拠出金額(⑩の(ヘ)−㉒の(ホ))（注2）	(ト)今期納付額((ニ)+(ヘ))
第1期（又は全期）		円	円	円	円	円	円	円
第2期	(チ)概算保険料額(⑭の(イ)÷⑰)	円	(リ)労働保険料充当額(㉒の(イ)−㉒の(ロ)) 円	(ヌ)第2期納付額((チ)−(リ)) 円				
第3期	(ル)概算保険料額(⑭の(イ)÷⑰)	円	(ヲ)労働保険料充当額(⑳の(イ)−㉒の(ロ)−㉒の(リ)) 円	(ワ)第3期納付額((ル)−(ヲ)) 円				

㉓保険関係成立年月日

㉔事業廃止等理由
(1)廃止　(2)委託
(3)個別　(4)労働者なし
(5)その他

㉕事業又は作業の種類

㉖加入している労働保険　(イ)労災保険　(ロ)雇用保険

㉗特掲事業　(イ)該当する　(ロ)該当しない

㉘事業
(イ)所在地
(ロ)名称

㉙事業主
郵便番号　−　電話番号　（　）　−
(イ)住所（法人のときは主たる事務所の所在地）
(ロ)名称
(ハ)氏名（法人のときは代表者の氏名）　記名押印又は署名　㊞

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げて下さい。）